

3 前項の規定は、その第三者が国又は地方公共団体である場合には、適用しない。

4 第二項の印鑑に関する証明書は、作成後三月以内のものでなければならぬ。

第三十七条第二項中「前項の」を「記載し」に改める。

第三十七條第二項中「前項の」を「前項に規定する」に、記載し、これに押印しなければ「記載しなれば」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前項の場合において、第十四条第一項第二号の書面及び同項第三号の書面（第十五条第一項ただし書に規定する申請人の代理人に係るものを除く。）については、その字数を記載した箇所に押印しなければならない。

（航空機登録令の一部改正）

第二条 航空機登録令（昭和二十八年政令第二百九十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「左に」を「次に」に、「記載し、申請人又はその代理人がこれに署名押印しなければ」を「記載しなれば」に改める。

第十三条中「左に掲げる場合」を「次の各号に規定する場合」に、「左に掲げる書面」を「当該各号に規定する書面」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項第二号に規定する場合において、当該第三者が申請書に当該許可、同意又は承諾をした旨及びその氏名又は名称を記載したときは、同項の規定にかかわらず、同号の書面を提出することを要しない。

（奄美群島振興開発特別措置法施行令等の一部改正）

第三条 次に掲げる政令の規定中「にその」を「に、その」に、「及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければ」を「並びにその氏名又は名称及び住所を記載しなければ」に改める。

一 奄美群島振興開発特別措置法施行令（昭和二十九年政令第二百三十九号）第十六条第一項

二 空港周辺整備債券令（昭和五十年政令第十号）第四条第一項

三 財形住宅債券令（昭和五十一年政令第三百二十二号）第三条第一項

四 民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百七十五号）第八条第一項

五 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）第二十条第一項

六 独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）第四十五条第一項

七 独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）第二十六条第一項

八 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成十七年政令第二百二号）第九条第一項

（建設業法施行令の一部改正）

第四条 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「記載し、申請人が記名押印しなければ」を「記載しなれば」に改める。

（ダム使用権登録令の一部改正）

第五条 ダム使用権登録令（昭和四十二年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第六項中「記名押印した」を「当該許可、同意、承諾等をした旨及びその氏名又は名称を記載した」に、「添付する」を「添付する」に改め、同条第七項を削る。

（小型船舶登録令の一部改正）

第六条 小型船舶登録令（平成十三年政令第三百八十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「記載し、これに記名（署名を含む。次項、次条第二項及び第十條第一項において同じ。）及び押印をし、又は署名した」を「記載した」に改め、同条第二項中「前項の規定にかかわらず」を削る。

附則

この政令は、令和三年一月一日から施行する。

国土交通大臣 赤羽 一嘉
内閣総理大臣 菅 義偉

著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和二年十二月二十三日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第三百六十四号

著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第四十八号）の施行に伴い、並びに国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第三十七條第一項、総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第五十条及び著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律附則第十二條の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 関係政令の整備（第一条―第四条）

第二章 経過措置（第五条）

附則

第一章 関係政令の整備

第一条 著作権法施行令の一部改正

第一条 著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十三章 手数料の納付を要しない独立行政法人（第六十五條）を「第十三章 著作権等の侵害とみなす行為（第六十五條・第六十六條）」に改める。

第一条及び第一条の二中「第三十條第二項」を「第三十條第三項」に改める。

第十三章を削る。

第十四章中第六十六條を第六十五條とする。

第六十七條中「第百十三條第九項ただし書」を「第百十三條第十項ただし書」に改め、同条を第六十六條とする。

第十四章を第十三章とする。

別表を削る。

（プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令の一部改正）

第二条 プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令（昭和六十一年政令第二百八十七号）の一部を次のように改正する。

第三条を削り、第四条を第三条とし、第五条を第四条とする。

別表を削る。

（国立大学法人法施行令の一部改正）

第三条 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中第二十五号を削り、第二十六号を第二十五号とし、第二十七号から第三十号までを一号ずつ繰り上げ、第三十一号を削り、第三十二号を第三十号とし、第三十三号から第六十三号までを二号ずつ繰り上げる。

（総合法律支援法施行令の一部改正）

第四条 総合法律支援法施行令（平成十八年政令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第一号中「第七十條第二項、第七十八條第五項及び第百七條第二項」を削り、同項中第二号を削り、第三号を第二号とする。